

平成27年第1回波佐見町議会定例会会議録

平成27年第1回波佐見町議会定例会（第14日目）は、平成27年3月16日本町役場議場に召集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
9番	松尾道代	10番	松添一道
11番	大久保進	12番	中村與弘
13番	松尾幸光	14番	川田保則

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清書 記 山下研一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	朝長義之	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	山口浩一	建設課長	吉田耕治
水道課長	澤田義満	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	内田稔	総務課行政担当係長	林田孝行

5. 議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------------------------------|
| 日程第1 | 提案要旨の説明 | |
| 日程第2 | 議案第1号 | 平成27年度波佐見町一般会計予算 |
| 日程第3 | 議案第2号 | 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 平成27年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 平成27年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 平成27年度波佐見町上水道事業会計予算 |
| 日程第9 | 議案第8号 | 平成27年度波佐見町工業用水道事業会計予算
(以上8件 予算特別委員長報告) |
| 日程第10 | 発議第1号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 |
| 日程第11 | 発議第2号 | 波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第17号 | 波佐見町行政手続条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第18号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第20号 | 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第21号 | 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第22号 | 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第24号 | 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第25号 | 波佐見町保育の実施に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第19 | 議案第26号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第27号 | 波佐見町道路線の廃止について |
| 日程第21 | 議案第28号 | 波佐見町道路線の認定について |
| 日程第22 | 議案第29号 | 波佐見町道路線の廃止について |

日程第23	議案第30号	波佐見町道路線の認定について
日程第24	議案第31号	波佐見町道路線の認定について
日程第25	議案第32号	波佐見町道路線の認定について
日程第26	議案第33号	波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第27	議案第34号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第28	議案第35号	波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第29	議案第36号	波佐見町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
日程第30	閉会中の継続調査申出について	

(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。ただいまから平成27年第1回波佐見町議会定例会第14日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（川田保則君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

追加議案の説明を申し上げます。

本定例議案に議案2件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第35号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関係する省令の一部が改正されたために所要の改正を行うものであります。

議案第36号 波佐見町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例については、社会教育法の一部が改正されたために所要の改正を行うものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細については、議案審議の折、御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第2～9 議案第1号～議案第8号

○議長（川田保則君）

日程第2．議案第1号 平成27年度波佐見町一般会計予算から日程第9．議案第8号 平成27年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員会からの審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長。

○13番（松尾幸光君）

おはようございます。ただいま一括議題となりました、議案第1号 平成27年度波佐見町一般会計から、議案第8号 平成27年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの8件につきまして、予算特別委員会における審査結果を報告いたします。

法案は去る3月4日に本委員会に付託され、3月6日から土日を除く10日までの3日間にわたり委員会を開き、町長及び各管理職等の出席を求め、慎重かつ精力的に審査を行い、採決の結果、原案可決するものと委員会では決定いたしました。

町長以下執行機関においては、行政の執行に当たり、委員会での議論、意見を十分に参酌されて対処されることを強く望むものであります。

なお、審査結果の内容であります。現下の厳しい状況を鑑み、積極的な予算組みがなされ、雇用創出、地場産業の振興、交流人口の拡大などの地域活性につながる施策を地域創生枠として設け、事業に取り組もうとされております。そのような中、町政守備範囲を拡大している重要な問題について、多くの質疑が行われました。予算案を審議する議員も、細心の注意と大胆な洞察力を要求されますので、審査に当たられました委員各位の御苦労は大変なものだったと思います。当初予定された会期の枠の中で、膨大な予算案の審議に当たられ、

委員各位の御苦勞に感謝しますとともに、御説明いただきました執行部の皆さんにも御協力いただいたことに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、詳細につきましては、13人の委員の構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容は十分に承知されておりますので、省略いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（川田保則君）

これから委員会報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号 平成27年度波佐見町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第1号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第2号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成27年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第3号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第4号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成27年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成27年度波佐見町上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成27年度波佐見町工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第8号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第10 発議第1号

○議長（川田保則君）

日程第10. 発議第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

藤川法男議員。

○6番（藤川法男君）

発議第1号

平成27年3月16日

波佐見町議会

議長 川 田 保 則 様

提出者 波佐見町議会議員 藤 川 法 則

賛成者 波佐見町議会議員 石 峰 実

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

標記について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由

「肝炎対策基本法」に該当しないウイルス性肝硬変・肝がん患者の社会的・精神的・経済的に逼迫している現状を一日も早く救済するため。

別紙

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされ

るほど蔓延しているのは、国の責め帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ（きゅう）因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困窮を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本会議は下記事項を実現するよう強く要請する。

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月16日

内閣府理大臣 安部 普三 様

長崎県波佐見町議会

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました発議第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって字句等の整理は議長に委任することに決定しました。

日程第11 発議第2号

○議長（川田保則君）

日程第10. 発議第2号 波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

古川千秋議員。

○4番（古川千秋君）

平成27年3月16日

波佐見町議会

議長 川田保則様

提出者 波佐見町議会議員 古川千秋

賛成者 波佐見町議会議員 今井泰照

波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、波佐見町議会委員会条例第19条を改正するものである。

別紙

波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例

波佐見町議会委員会条例（昭和63年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則

（施行期日）

1. この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

次のページが新旧対照表であります。

左側が改正案、右が現行になっておりまして、第19条の下線の部分、現行のところの「教育委員会の委員長」のところを、改正では「教育委員会の教育長」に改正するものであります。

以上、提案いたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号 波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第17号

○議長（川田保則君）

日程第12. 議案第17号 波佐見町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

議案第17号について説明いたします。

波佐見町行政手続条例の一部を改正する条例。

波佐見町行政手続条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由は、行政手続法の改正に伴い所要の改正をするものであります。

次ページをお願いいたします。

あわせて、本日お手元に資料を配付いたしております。波佐見町行政手続条例の一部を改正する条例の1枚紙が手元に届いておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

波佐見町行政手続条例の一部を改正する条例。

波佐見町行政手続条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4章、第5章」を「第4章から6章」に改めるということで、第5章を新設いたしております。

続いて、第3条中「第4章」を「第5章」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条3項とし、同条第1項に次の1項を加えることとし、2項に追加をいたしております。

別紙のほうの資料に書いております1番の項目でございます。条文は割愛をいたしますけれども、内容といたしましては、行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使できると示す場合には、相手方にその根拠を示さなければならないというのが第33条の2項でございます。これは、行政手続に係る公正さを確保する、また拡充をするということでございまして、権限を行使できますよと示す場合については、根拠となる法令の条項、あるいは規定する要件、それから権限の行使が前項要件に適合する理由を示さなければならない。その示す場合については、次の第3項に規定をされておりますけれども、口頭でもいいし、求められれば文書で交付しなければならないというものでございます。

続いて、条文の第5章を第6章とする。

第35条を第37条とする。

3ページに移りまして、第34条の次の1条及び1章を加えるということで、第35条と第5章の第36条が新たに追加になっております。

説明の解説の1枚文書の2番目でございます。

法令に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思われる場合に、その行政指導の中止等を求めることができる制度が創設されたものでございます。これは、勧告等の発動要

件が法令に規定されていても、事実誤認等により、その行政指導が発動要件に達していない場合に中止を申し出ることを規定したものでございます。これは、行政指導を受けている相手方が申し出た場合ですね。適正な指導じゃないんじゃないですかという申し出があった場合については、その申出書を文書で出して、審査を受けることができる。申し出があった場合については、町の行政機関等が内容を審査し、それが申し出のとおりであるということになれば、必要な措置を講じなければならないという定めでございます。

続いて、第36条関係。

処分等の求めでございますけれども、これも新たに加えられたものでございまして、法令違反の事実を発見した場合に、それを是正するための処分を求める申し出制度が創設をされたものでございます。これは、主語に「何人も」ということが入っておりますので、誰でもできるということでございます。

処分を伴わない行政手続にかかわる内容として、行政手続条例に処分を申し出ることができることを新たに規定したものでございます。これは、行政手続条例に基づく処分ということがありますけれども、その処分を誰でも求めることができます。処分してくださいということを町の機関に対して申し出ることができるという制度でございます。

それから、35条、36条、それぞれ第2項と第3項には、申し出につきましては、申出書の提出によることとなります。

それから、3項につきましては、申出書の提出があった場合は、町の行政機関等は調査を行って、必要な措置を取らなければならないという規定をいたしておるものでございます。

当然、行政手続法におきましても同様の規定がなされておりまして、法律に規定をされれば、条例の規定は必要ないじゃないかということも想定されますけれども、条例で規定の必要性につきましては、ここに書いてありますとおり、条例に規定しなければならないのは、行政手続法の守備範囲としない地方公共団体の機関等がする行政指導と、条例が根拠となる処分について行政手続条例を改正し、法律と同様の規定をすることが必要であると。要するに、法律が及ばない条例の規定等に基づくものについては、当然条例の規定が必要ですよということですので、今回の条例改正をするものでございます。

附則といたしまして、施行日は平成27年の4月1日でございしますが、あわせまして、波佐見町税条例の一部を改正いたしております。行政手続条例の引用条文が改正されたことに伴いまして、税条例の必要な箇所も改正が必要となっておりますので、本改正条例にその分も

規定をいたしています。

以上で内容説明を終わります。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 波佐見町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号

○議長（川田保則君）

日程第13. 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第18号について説明をいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、所要の改正をするものでございます。

次ページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表。教育委員会の校区分の欄中を次のように改めるといこととございまして、改正前におきましては、教育委員会の委員長、月額2万800円議員相当額、この額を削除するものございます。

附則。施行期日。この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行日平成27年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

この経過措置につきましては、新しい教育長の制度につきましては、現教育長の任期が満了するまでは現在の委員長制度が継続をいたしますので、その期間までは改正前の規定がされるということございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第20号

○議長（川田保則君）

日程第14. 議案第20号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第20号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月3日提出です。

提案理由。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

まず、波佐見町国民健康保険条例の第10条3第1号中の「事業に要する費用の額」の次に追加項目がっております。「法81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第74条の5」に、「その他」を「法81条第1項の規定による交付金並びにその他」に改める。

次に、第12条の10中「51万」を「52万」に改める。

同じく、第12条10の12中「16万」を「17万」に改める。

第12条16中「14万」を「16万」に改める。

この関係で、第16条の4の2第1項中に、同じ金額がございます、「51万」を「52万」に、同項第2号中「24万5,000円」を「26万」に改め、同項第3号中「45万」を「47万」に改め、同項第3項中「51万」を「52万」に、「16万」を「17万」に改め、同条第4項中「51万」を「52万」に、「14万」を「16万」に改めるものでございます。

附則第2条の見出しを削り、同条第1項を削るものでございます。

附則。次ページをお願いします。

施行日。この条例は27年4月1日から施行する。

経過措置。この条例による改正前の波佐見町国民健康保険条例の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度分の保険料については、なお従前の例によるということでございます。

次のページに新旧対照表がございます。

保険料の算定にかかわる分について御説明をしたいと思っておりますので、3ページをお願いいたします。

基礎賦課額の限度額ということで、先ほどの「51万円」を「52万円」ということでございます。これは医療費に係る基礎限度額、保険料を算定した場合に、今までは「51万円」までが最高の限度額でしたけども、限度額を「52万円」までに1万円引き上げるというものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページは、後期高齢者支援金等の賦課限度額でございます。これは、後期高齢者支援金で算定する保険料について、従前は「16万円」を超えることができないということになっていたものを、1万円増額し、「17万円」を上限とするものでございます。

次の介護納付金賦課限度額については、現行「14万円」を2万円引き上げて、賦課限度額を「16万円」にするものでございます。

次の保険料の減額でございます。

16条の4の2の第2号でございます。今まで減額をするための基準額が、金額が「24万5,000円」までと所得がなっておりましたけども、その金額が1万5,000円引き上げられて、「26万円」となっております。

あとは、先ほど申しました賦課限度額が1万円から2万円に引き上げられたものの金額が上がっているものの修正の分になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

済みません、先ほど経過措置のところ、「この条例による改正後」と言わなければならないものを、「この条例による改正前」と言い間違えましたので、「この条例による改正後の波佐見町国民健康保険条例の規定は平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平

成26年度までの保険料についてはなお従前の例による」でございます。訂正をいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第21号

○議長（川田保則君）

日程第10. 議案第21号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第21号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成27年4月1日から施行されることから、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

本日、皆様の手元のほうに議案第21号の波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例についての追加説明をお渡ししておりますので、それとあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、ここに書いてあります第2条中の「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年

度から29年度まで」、これは第5期計画の分から、第6期の計画分の年度でございます。

あと、ここの同条第1号中「第39条第1項1号」を「第38条第1項1号」に、金額が「2万9,400円」を「3万600円」というふうにならずと金額がでございます。これについては、資料の一番最後をごらんください。

第5期計画、第6期計画でございます。第5期計画については、1段階から7段階まで本町の場合、段階を設けておりました。それが、第6期については、1段階から9段階までの前回から2段階増えた段階を適用しております。これは、国に準拠したものでございます。

1ページにその文章を書いております。読みます。「介護保険料は所得金額等に応じた段階設定により、負担をお願いしております。この段階については、国が定める基準段階をもとに、各市町村において設定することとされております。第5期平成24年から平成26年までにおいては、国基準の6段階のところを7段階（軽減段階をあわせての段階でございます）としていましたが、第6期平成27年から平成29年までについては、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、国の政令が改正され、基準段階がこれまでの6段階から、本町の場合7段階でございますけれども、9段階に見直されることになりました。本町の第6期における段階設定については、国の設定基準どおり9段階とし、段階ごとの所得基準額についても国の基準どおりといたします」ということで、一番最後のページの表を見ていただきたいと思っております。

基準になるのが、第5期の分で申しますと、第4段階の基準に関する割合が1.0というところでございます。月額で4,900円、年額で5万8,800円のところでございます。それが第6期の場合、第5段階、1.0で月額保険料が5,100円、年額で6万1,200円ということで、前期計画より月額で200円、年額にしますと2,400円増額をしているということでございます。

それと、ここにあります第1段階は、5期の計画が第2段階あったものを第1段階に統合されたところで、第1段階に設定をされております。

それと、この下に括弧書きが書いてありますが、これは後でまた説明をいたします。

あと、第3段階については、所得の関係が分かれています。前は3段階については同じだったんですけども、ここの金額のところ割合は同じになっています。この割合についても、将来的にはここに差がついてくるということで、第2段階、第3段階が分けられております。

第4段階についても、前年が90%。これも同じく第4段階で90%と。第4段階が第5段階

の6期の基準額1.0で5,100円。

第6期について、第6段階では1.2、第7段階で1.3、第8段階で1.5、第9段階で1.7というふうに段階ごとに基準に対する割合が増加をしております。

5期で適用されておりました1.1の割合についてはなくなって、全て1.2ということになっております。上限についても今まで第7段階の1.5が上限だったんですけども、第6期では、9段階の1.7が上限となっております。この場合、年額が10万4,000円と設定をされております。

それでは、1ページ目に戻っていただいて。表の説明と前後するかもわかりませんが、第6期の立てる割合ですね、平成26年度の介護保険の給付の見込みは11億2,000万円であり、前年対比7%増と今現在見込んでおります。第6期については、地域密着型サービス等の顕著な伸びが予想され、平成29年度の介護給付費は14億6,000万円まで上昇すると見込んでおります。介護給付の高騰により、介護保険水準も上昇することとなりますが、第6期においては、第5期と同様、介護給付費準備基金を取り崩し、急激な上昇を抑制することとしております。

それで、先ほど言いました第6期の介護保険の月額ですけども、第6期の介護保険料については、第5期の月額基準1.0の分ですけども、4,900円から200円、4.08%増額し5,100円としております。

参考が5期の、まだ6期の平均はでておりませんので、長崎県が5,421円、全国が4,972円となっております。

次ページをお願いします。

公費による低所得者軽減ということで、これについては、先ほど表の中で括弧書きをしているところがありました。これはまだ政令が国の関係で制定されておきませんので、今回上程していないわけなんですけれども、今後さらなる高齢化に伴い、介護費用増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、制度を維持可能なものするため介護保険法の改正により公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられることになりました。

本町では、国の予算措置等が行われた後、国の基準に従い次のとおり軽減措置を講ずる予定です。これも施行日は平成24年4月1日となっております。

先ほど第1段階のところでは括弧書きがあった、今まで基準額が0.5だったのを0.45にするということでございます。0.45にすることによって、月額が2,550円だったのが2,295円、年

額として2万7,500円ということで、前年度の保険料より低額になっているということでございます。5%の軽減が図られた場合の措置でございます。

そして、一部改正する条例のほうをよろしく願います。

ここの附則でございます。附則に次の1条を加えるというところで、介護予防、日常生活支援総合事業に関する経過措置、第9条が新たに追加をされております。この第9条には、1項から4項の規定がされております。これについては、本来なら介護保険日常生活支援総合事業については、平成27年4月1日から事業を行わなければならないことになっておりますけれども、予算の折にもちょっと説明したかと思いますが、円滑な事業の移行を行うために、猶予期日が設けられております。これによって平成27年4月1日から施行するものについて、町長が定める日までの間を行わず、町長が定める日の翌日から行うものとするということにしております。

説明書の3ページ目をお願いいたします。

これが制定附則関係でございます。この事業では、これまで介護予防給付費として、サービス提供されていた介護通所介護及び介護予防訪問介護の二つのサービスが市町村事業として位置づけられるとともに、これらのほか多様な主体によるさまざまな生活支援サービスを提供していくこととなります。この事業については、原則として平成27年4月1日から開始することとされていますが、円滑な制度移行を行うことができるよう、この町長が定める日というのは、平成29年4月まで開始が猶予されております。本町は平成27年度に多様なサービスのあり方を検討し、平成29年4月から介護予防日常生活支援総合事業を開始することとするため所要の改正を設けているものでございます。

さっき言いました介護予防日常生活総合事業については、次ページに総合事業の概要ということで簡単な概要でございます、これを添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

きょう配られました資料の最後のページがわかりやすいので、そちらのほうでお願いしま

す。

基準額は月額にして200円、年額2,400円上がることは実際安心しました。御苦勞なさったと思いますけど、この程度でしたら想定内のことでありますので、前回のよう大幅な値上げがなくて、本当に安心をいたしました。

質問したいのは、6期における各所得段階の所得をお知らせしてほしい。これは、もちろん決まっていることと思いますので、お願いします。

それからもう一つは、新しく第8、9ができました。できましたら、その段階ごとの人数がわかりましたらお知らせください。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

所得については、今見られている表で、括弧書きのほうが第6期になります。そのままに書いてあるところが変わっていないところは、そのままでございます。括弧書きでしているのが第6期。例えば、第5期で言えば第5段階なんですけれども、第6段階のほうでいきますと、本人が住民税課税で、かつ合計所得金額が125万円未満の者が第5期ですけれども、これが120万円未満の者と、第6期はなっております。そういう読み方でこれを見ていただければと思います。括弧書きが第6期ですね。何も括弧書きがついていないのは変わっておりません。例えば、第5期の7段階については、今までは200万円以上ということで、それ以上がなかったわけなんですけれども、第6期では8段階と9段階に分かれて、190万円以上、290万円未満が第8段階、それと290万円以上が第9段階になるということでございます。

これは予定でございますので、計画しているところでございます。第1段階が平成27年度で498人、第2段階が373人、第3段階が425人、第4段階が618人、第5段階が1,129人、第6段階が691人、第7段階が322人、第8段階が133人、第9段階が103人、合計で4,292人となっております。これはまた27、28、29で人数はずっとまた違ってきますけれども、今のは27年度の予定ということでございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

大きく引き上げられたのは、第9段階の人、ここが新しくなって、290万以上の人に対し

てですけど、今までは月額7,350円でしたのが、8,670円と1,300円くらいに大きく上がっています。ここは持ってらっしゃるからいいのかもしれませんが、下のほうで、第2段階で、ここは違うんですかね、同じ第2段階が今度は3段階のほうにきたから大きくなるいんですね。今までの5期の第2段階の人と、今度の第2段階を比べてみましたら大きく違うものですから、おかしいと思っておりましたけれど、この表で見ますと、ここにラインがありますので、変わらないということですね。第2段階同士は比べなくていいということですね。今わかりました。済みません。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第22号

○議長（川田保則君）

日程第16. 議案第22号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第22号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の条文が大変多くなっておりますので、先ほど皆さんのお手元に配付しました波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正案について、御説明を申し上げたいと思います。

主に、ここの中で重要になってきていますのは、本町で該当するのが実際に今はないんですけども、今後、該当する予定がある小規模多機能型居宅介護の分について、登録定員が今まで25名だったのが29名以下に拡大されたという点が一番大きい点かなと思っております。

趣旨のほうから説明してきたいと思います。

地域の自立性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律により、介護保険法が一部改正され、介護サービスの基準を国の省令に基づいて地方自治体の条例で定められることとされました。そのため、町でも指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定して、平成25年4月1日に施行いたしております。今般、国の改正省令が27年4月1日施行予定であり、あわせて上記の条例を改定するものでございます。

改正の内容として、対象なサービス、本町の場合はここに7つございますけれども、上から3番目の認知症対応型共同生活介護、これが3事業所ございます。それと、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が1カ所ということになっております。

次ページをお願いいたします。

改正の概要でございます。中段のほうで、定期巡回随時対応型看護・介護分については、

ここに書いているとおり定期巡回随時対応型介護事業所のうち、一定事業所における訪問介護サービスの一部について、ほかの訪問介護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能にすることができる。それと、これも夜間から早朝までの間にオペレータとして当たることができる施設事業者の範囲について、併設する施設事業所に加え、同一の施設内または隣接する施設も該当させるというところでございます。

あと、下のほうに書いております小規模多機能型居宅介護、先ほど申しました登録定員を29名以下とするということとあわせて、登録定員が26名以上29名以下の事業所について、その事業所の面積、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合については、通ってくる人がいるわけなんですけれども、現在25名の登録定員の場合は、15名以下とされておりましたけれども、それが26名から29名以下の間で、18名以下まで該当させることができるということでございます。

3ページをお願いします。

3ページのほうも、先ほど申しました施設の併設とか、事業の一部を委託することができるのかというものが掲げてあります。

それと複合型サービスですけれども、これについても登録定員が増加を25名から29名に改正されております。先ほど言った利用について、通いサービスする利用定員についても15名から18名以下に改正をされております。それと複合型サービスについては、文言が改正されているところがございます。看護小規模多機能型居宅介護に改称するというところで、これも改称箇所が大変多くに及んでおります。

4ページ目、認知症対応型共同生活介護についてでございますけれども、今までユニットが2ユニットまでできたわけなんですけれども、なかなか新たな土地を求めることが困難だという場合について、3ユニット、1つのユニットで9名、今まで大体18名が一つの施設だったんですけれども、今回の改正によって3ユニットまで増やせるということでございます。そういうことで、一つの施設の中では、27名が定員ということになるかと思っております。

あとは、言葉の改正というものが多くあっております。

以上で御説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

内容はおいおいわかってくると思いますが、その対象の、例えば認知症対応型共同生活介護3カ所、地域密着型介護老人施設入所者介護施設が1カ所とありますが、わかりやすくするために事業所名を教えてください。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

認知症対応型共同生活介護のほうについては、俗に言うグループホームでございます。グループホームのひだまり、グループホームはさみ里、グループホームまごころでございます。3カ所ですね。

それと、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のほうですけれども、これは、波佐見荘に併設をされている施設でございます。

○議長（川田保則君）

はかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第24号

○議長（川田保則君）

日程第17. 議案第24号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

議案24号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。

波佐見町公共下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。下水道法施行令の一部を改正する政令の施行により、下水排除基準が変更されたため本条例を改正するものであります。

10ページをお願いいたします。

波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例。

波佐見町公共下水道条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項、第1号中「0.1」ミリグラムを「0.03」ミリグラムに改める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

次ページの新旧対照表をお願いします。

改正案、現行と提示しております。特定事業上の除外施設の設置等の項目の中で、1号中、カドミウム及びその化合物1リットルにつきカドミウム「0.1ミリグラム以下」の下線の部分を「0.03ミリグラム以下」と改正するものでございます。

この条例の改正につきましては、水質汚濁に関する排水規制の改正でありまして、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しによりまして、公共用水域に排出される有害物質カドミウムの排出規制の許可が行われたことに伴いまして、特定事業所から下水道へ排除される下水の水質基準を定める下水道法施行令の改正、平成26年11月19日に改正されたわけでございますが、それに準じ本条例を改正するものでございます。

この特定事業所につきましては、水質汚濁防止法等に規定がありまして、保健所等に届け出をされている事業者でございまして、人の健康、生活環境に害をもたらすおそれを含んだ水を流す施設ということで規定をされております。いろいろ食料品とか脱水ろ過施設、みそ・しょうゆ等あるわけなんですけれども、本町では60カ所ぐらいありまして、その事業所から排出される規制が強化されたという改正の内容でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

本町の水道水には実際このカドミウム及びその他の化合物というのは入っているのかどうか、入っているとすればどれくらいの単位なのか教えていただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

本町の水質、水道の原水の調査につきましては、カドミウムにつきましては排出をされておられません。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第25号

○議長（川田保則君）

日程第18. 議案第25号 波佐見町保育の実施に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

議案25号について御説明を申し上げます。

波佐見町保育の実施に関する条例の廃止について、波佐見町保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、子ども子育て支援法の施行に伴い条例の委任が消滅したことにより、本条例を廃止するものでございます。

別紙をお願いします。

波佐見町保育の実施に関する条例を廃止する条例。

波佐見町保育の実施に関する条例は廃止する。

附則。この条例は子ども子育て支援法の施行の日から施行するというものでございます。

補足説明を申し上げます。本条例に定めてある内容についてでございますが、子どもを保育所に預ける場合の保護者のいろいろな要件が、ここに規定をされております。仕事であったりとか、出産であったりとか、病気であったりとか、こういった要件が規定をされておりますけれども、なぜこの条例を廃止するかということでございますが、この条例はこれまで児童福祉法の第24条で条例委任を受けておりましたけれども、御承知のとおり、ことしの4月1日から子ども・子育て支援法が施行されますが、その法律に委任をされたということで、本条例に定める必要がなくなったということでございます。いわゆる法律が別の法律に委任をしたというものでございます。

また、先ほども申し上げました保育を必要とする要件につきましては、子ども・子育て支援法の施行規則の中に全てうたわれておりまして、これも今後は、この法律の施行規則に合わせて運営されるということでございます。

ただし、この法律の施行規則の中で、市町村が別に定める要件もございますので、そういったものについては規則の中で制定をしていきたいということになっております。例えば、保護者の方の働く時間を48時間から64時間の間で設定をなさいたいというような規則がございますので、そういったものについては市町村の規則の中で定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号 波佐見町保育の実施に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第26号

○議長（川田保則君）

日程第19. 議案第26号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

それでは、議案第26号について御説明を申し上げます。

指定管理者の指定について別紙のとおり指定管理者を指定する。

提案理由。波佐見町峠の里伝習館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものでございます。

別紙をごらんください。

次のとおり指定管理者を指定する。

管理を行わせる公の施設の名称、波佐見町峠の里伝習館。

指定管理者となる団体の名称、中尾郷自治会。

指定期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

この峠の里伝習館につきましては、従来、中尾郷自治会に指定管理者を指定しながら管理をお願いしてきたところでございますけど、先般2月29日に引き続きこの指定管理者につい

ての申請が出されまして、出された書類等を審査した結果、妥当であるということで引き続き指定の申請を行うというものでございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

この伝習館についての利用者の数がわかれば、3年間、今年度も大体実績がわかれば教えてくださいとお願いいたします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

現在、手元に詳細の資料は持ち合わせておりませんが、毎月中尾郷のほうからは、この伝習館の運営についての収入、あるいは利用状況について報告をいただいておりますので、詳細の資料が御必要であれば、後立って御報告させていただきたいと思ひます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第20～25 議案第27号～議案第32号

○議長（川田保則君）

日程第20. 議案第27号 波佐見町道路線の廃止についてから日程第25. 議案第32号 波佐見町道路線の認定についてまでの6件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

それでは、議案第27号から32号までの一括説明をさせていただきます。

まず初めに議案第27号 波佐見町道路線の廃止についてでございます。

道路法第9条第3項の規定により、波佐見路線を別紙のとおり廃止する。

提案理由でございますけれども、今回の廃止予定の路線は県道稗木場有田線の一部が県からの要請により町へ移管されることに伴う起点の変更が生じ、再認定するため廃止するものでございます。

別紙をごらんくださいませ。

廃止する路線。整理番号110。路線名、峠線。起点波佐見町村木郷から終点波佐見町村木郷まで。

重要な経過地。特にございません。

次の位置図をごらんください。

現在、旧県道がちょうど峠線のところに残っておりますけれども、今回廃止する路線を一括して認定をさせていただきますけれども、県道から佐世保境までと現在なっている関係で、1級であるという関係から、今回この分を県道まで延長するという事で考えております。この延長は1,942メートルとなっております。廃止がですね。

続きまして、議案第28号 波佐見町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますけれども、今回認定予定の路線は、県道稗木場有田線の一部が県からの要請により町へ移管されることに伴い、峠線県道の廃止に合わせて本路線の起点を変更するため再認定するものであります。

別紙をお願いします。

認定する路線。整理番号110。路線名、峠線。起点、波佐見町村木郷から終点、村木郷ま

で。

重要な経過地。特にございません。

図面をお開き願います。

先ほど説明をいたしましたけれども、一般県道、稗木場有田線から起点としまして終点が佐世保境までということで、今回2,046メートルを認定するものでございます。

続きまして、議案第29号 波佐見町道路線の廃止についてでございます。

道路法第10条第3項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり廃止する。

提案理由でございますけれども、今回廃止予定の路線は、県道稗木場有田線の一部が県からの要請により町へ移管されることに伴う終点の変更が生じ、再認定するため廃止するものでございます。

別紙をお願いします。

廃止する路線。整理番号1030。路線名、狩立線。起点、波佐見町宿郷から終点、波佐見町村木郷まで。

重要な経過地。特になし。

図面をお開き願いたいと思います。

起点が主要地方道佐世保嬉野線、ちょうど三岳オートのところから村木郷の百貫のところまでございますけれども、現在、旧道の部分が県から移管されるということで、ちょうど猪狩線が二級町道という格好がございますので、これも県道から県道に接続をさせるということで、今回廃止をして再認定をするということでございます。

続きまして、議案第30号 波佐見町道路線の認定についてでございます。

道路法8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。今回認定予定の路線は、県道稗木場有田線の一部が県からの要請により町へ移管されることに伴い、狩立線の廃止に合わせ本路線の終点を変更するため再認定するものでございます。

別紙をお願いいたします。

認定する路線、整理番号1030、路線名、狩立線。起点、波佐見町宿郷から、終点、波佐見町村木郷まで。

重要な経過地は特にございません。

図面をお願いいたします。

先ほど説明をいたしましたけれども、18メートル追加をいたしまして、1,264メートル、この部分を再認定するものでございます。ちょうど県道の村木のほうを県道に接続させるということでございます。

続きまして、議案第31号 波佐見町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますけれども、今回の認定予定の路線は、県道稗木場有田線の一部が県からの要請により県へ移管されることに伴い、町道として認定するものでございます。

別紙をお願いいたします。

認定する路線、整理番号460、路線名、岩崎百貫線。起点、波佐見町村木郷から終点、波佐見町村木郷まで。

重要な経過地。特にございません。

図面をお願いいたします。

今回、旧道の移管ということで、起点側を岩崎のほうから終点を先ほどの狩立線の接続までということで、330メートルを認定したいということでございます。

続きまして、議案第32号 波佐見町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由。今回認定予定の路線は、県道稗木場有田線の一部が県からの要請により町へ移管されることに伴い、町道として認定するものでございます。

別紙をお願いいたします。

認定する路線、整理番号461、路線名、第二峠線。起点、波佐見町村木郷から終点、波佐見町村木郷まで。

重要な経過地。特にございません。

図面をお願いいたします。

先ほど峠線のところで説明したかと思えますけれども、旧道敷が残るということ、それから峠線に接続をされるということから、起点を峠線のところ、終点を県道側ということで、ちょうど第二峠線ということで、177メートルを認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

議案第28号の改めて峠線の認定の分ですけれども、この地図を見ていただきまして、上のほうに佐賀県との県境が入っていますね。そしたらこの峠線がずっと北の佐賀県のほうに近まって行って、左のほうに佐世保の木原のほうに行くんですけれども、その急カーブになったところに白い線が道に記入されていると思うんですよ。おわかりですか。有田との県境のほうに、右のほうに多分入っていると思うんですけども。ここのラインちゅうのが皆さん御存じのように産業廃棄物のリプロですかね、あそこに行くメインの道路になっているわけですよ。ダンプかれこれが相当ここを走っています。しかし、ここの分が何の道にも指定されていないし、生活道路なのか里道なのか不明です。というのは、これが峠線として一緒にセッティングできないものなのかということをお尋ねしたいんですけど。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、今回の町道峠線なんですけれども、国からの指定で、一級町道というような格好になっております。これの変更がたやすいことではないので、例えば、現在、有田境のほうにつきましては有田のほうで管理をしていただいておりますけれども、町道の部分につきましては、全農村総合整備モデル事業によって、舗装改良をされたところでございます。その後の管理につきましては、その当時は農道で、ミカンとかあった関係でそういった格好になっておりますけれども、今後町道にするということになれば別路線で対応というような格好になるかと思えます。

○13番（松尾幸光君）

この距離というのは50メートルくらいしかないんですよ、県境まで。しかし、さっき課長がおっしゃいましたように、別に町道として認定していただければなど要望する次第でございます。というのは、今後この道というのは、これから峠の県道から上っていく長い今の取りつけ道路、今私が言っているところまではほとんど山の中を走っていて使われていないんですよ。実際西峠の住民の方は、まだここの県境のほうに抜けて全て生活道路として使われているものですから、できればすぐ町道として、短い距離ですけれども認定していただくように要望いたします。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

町道の認定につきましては、当然議会の議決が必要となります。そういったことを踏まえて、地域からの要望等を受けながら、そういった必要があれば、例えば認定の内規等がございますので、それに照らし合わせながら議会に上程をできればというふうに考えております。以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

1点だけ確認させてもらいたいと思います。県道が町へ移管される場合は、県のほうにしっかりと舗装をしてもらおうというか、きれいにしてもらってから移管されるということを今までされておりましたけれども、今回もそのようにされるのかどうかを1点確認させてください。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

舗装につきましては、詰めをやったんですけれども、県がどうしても予算的なものがあるということから、峠線のほうにつきましては側溝整備までをしていただいたというような経過、それから百貫のほうにつきましては、ラインを引いていただいたという状況でございます。ですから、全部を改修をして引渡しを受けるということではないということでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号 波佐見町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 波佐見町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第33号

○議長（川田保則君）

日程第26、議案第33号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは御説明申し上げます。

議案第33号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を波佐見町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が波佐見町野々川郷1362番地、氏名、村瀬廣澄、昭和23年9月14日生まれ。ことし66歳になられます。

2枚目をお開きいただきたいと思います。

資料として、学歴、職歴、公職歴を記載しております。ごらんいただきたいと思います。

市は平成21年4月から固定資産審査委員会委員に就任いただいております、その任期が平成27年の3月31日までとなっております。引き続き4月1日からお願いをするものでございます。現在は、民生委員もされておまして、周囲の人望も厚く、人格、識見ともに優れておられます。固定資産評価審査委員会委員として適格者でございますので、承認方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第27 議案第34号

○議長（川田保則君）

日程第27. 議案第34号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

議案第34号について説明をいたします。

長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日をもって、長崎縣市町村総合事務組合から長崎県南部広域水道企業団を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

提案理由でございます。平成27年3月31日をもって長崎県南部広域水道企業団が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるため規約を変更するものでございます。

また、組合の議会の議決に付すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものについては、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員

の過半数でこれを決するため、特別議決について組合規約中に規定するものでございます。

次ページの別紙をごらんください。

長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。第7条の次に、次の1条を加えるということで、特別議決の項目を加えております。組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものについては、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決するというので、この事項につきましては、長崎縣市町村総合事務組合の中で実施をしております退職手当、消防団員の損害補償、非常勤公務災害等の事業等でございますけれども、それぞれ各市町村が事務を委託しているのが全ての市町村ではないということで、これらのそれぞれの項目で組合の議会の議決を付すべきときには、その業務を委託している団体だけがその議決権を有しますよということを規約中に明文化するものでございます。

次に、別表第1を次のように改めるということで、別表第1、それから別表第2の中で長崎県南部広域水道企業団の名称を削除するものでございます。

これは提案理由に説明しましたとおり、今年度末をもって本組合から脱退をするということでございますので、その団体の名称を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第35号

○議長（川田保則君）

日程第28. 議案第35号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第35号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

提案理由でございます。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

説明については、本日配付しました地域密着型介護サービスの6ページ目をお開きください。

これも先ほどと同様でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によって、平成25年4月1日に施行をしております。そして、今般、国の改正省令が平成27年4月施行予定であり、あわせて上記の条例を改正するものでございます。

内容として、対象サービス、この介護予防関係に関するサービスについては、この三つがございます。本町にある事業所は認知症対応型共同生活介護の分が3施設ございます。

次ページをお願いします。7ページです。

これも内容については、先ほど申しましたような改正内容とほぼ同じでございます。小規模多機能型居宅介護について、登録定員を25名から29名以下とするものでございます。あわせて、登録定員が26名以上29名以下の場合、通いサービスに係る利用定員を現在15名以下と

なっているところを18名以下にするものでございます。

あとは8ページをお願いします。

これも認知症対応型共同生活介護の分で今まで現行では、1または2と規定されているユニットの数の基準について、新たな用地の確保が困難であるなどの事情がある場合には、3ユニットまで差し支えないということを明確化しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第36号

○議長（川田保則君）

日程第29. 議案第36号 波佐見町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

議案第36号 波佐見町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

波佐見町教育委員設置条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしまして、社会教育法の一部改正に伴い所要の改正をするものでございます。

次ページをお願いいたします。

別紙。波佐見町社会教育委員設置条例の一部を次のように改正をする。

第7条第1項中「教育長を経て」を削る。

附則。施行期日。この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行日、平成27年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、第2項。改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の波佐見町社会教育委員設置条例第7条の規定は適用せず、この条例による改正前の波佐見町社会教育委員設置条例第7条の規定はなおその効力を有する。

次ページお願いします。

新旧対照表でございますが、右側に現行法でございます。

第7条で、委員は社会教育に関し、教育長を経て教育委員会に助言をするということでございますが、「教育長を経て」を削り、左の改正案、委員は社会教育に関し、教育委員会に助言するため次の職務を行うということでございます。

以上、御提案申し上げ、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号 波佐見町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を採決しま

す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

先ほど議案第26号 指定管理者の指定についての質疑の中で、太田議員の質疑に答弁漏れがありました。

商工振興課長から説明の申し出がありますので、これを許可します。

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

先ほどの質疑の中で、伝習館の近年の利用者数をということでございましたので、報告いたします。

平成24年度が986、平成25年度が690、平成26年度が2月までの状況でございますが、975というふうな状況になっております。ちなみに、そのうちの宿泊者数につきましては、平成24年が101、平成25年度が110、平成26年度に至りましては277とかなりの伸びを示しております。

以上です。

日程第30 閉会中の継続調査申出について

○議長（川田保則君）

日程第30. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元の配付のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本定例会までに受理しました陳情書1件につきましては、配付にとどめますので御

了承願います。

お諮りします。会議規則第44条の規定により今定例会において議決されました案件について字句、数字その他の整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

よって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付されました事件の全てが終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成27年第1回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後0時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員